

令和2年度大磯町教育委員会第5回定例会議事録

1. 日 時 令和2年8月20日(木)
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前11時19分
2. 場 所 大磯町保健センター 1階保健指導室
3. 出席者 野 島 健 二 教育長
曾 田 成 則 教育長職務代理者
長 嶋 徹 委員
トーリー 二葉 委員
濱 谷 海 八 委員
大 槻 直 行 教育部長
佐 野 慎 治 町民福祉部長
佐 川 和 裕 参事(歴史・文化担当)
宮 代 千 秋 学校教育課長
山 口 信 彦 子育て支援課長
波多野 昭 雄 生涯学習課長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長
藤 本 道 成 政策課長
添 田 健 学校教育課主幹兼教育指導係長
田 中 恵 子 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 11名
6. 付議事項
議案第9号 令和2年9月補正予算における教育委員会関連予算要求について
議案第10号 大磯町指定有形文化財の指定について
議案第11号 大磯町指定有形文化財の指定について
議案第12号 大磯町図書館協議会委員の任命について
7. 報告事項
報告事項第1号 令和元年度(平成31年度)教育委員会所管決算見込みについて
報告事項第2号 令和2年7月大磯町議会臨時会について
報告事項第3号 第2回大磯町立中学校給食施設建設準備会の報告について
報告事項第4号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について
報告事項第5号 大磯町子ども・子育て会議委員の委嘱について
報告事項第6号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について

報告事項第7号 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部改正について

8. その他

(開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和2年度大磯町教育委員会第5回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項4件、報告事項7件でございます。

本日は5名全員出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩いたします。

～ 休憩 ～

教育長) 休憩を閉じて再開いたします。

【令和2年度第4回定例会の議事録の承認】

教育長) それでは、はじめに「令和2年度第4回定例会議事録」の承認をお願いいたします。

「令和2年度第4回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりですが、よろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和2年度第4回定例会議事録」については、ご承認いただいたものといたします。

【教育長報告】

教育長) 続いて、教育長報告をいたします。

それでは、7月定例会開催後の令和2年7月17日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

はじめに、小・中学校では、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、学校を臨時休業としたことにより、授業日数が減少したことを受け、その授業日数の一部を確保するために、児童・生徒の夏季休業期間を例年よりも25日短縮し、その期間を8月1日から8月17日までとし、8月18日から再び学校生活が始まりました。

新型コロナウイルス感染防止対策については、夏休み明けも引き続き、気を緩めることのないよう「必要に応じたマスクの着用」や「手洗い」など、基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を徹底し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続してまいります。

8月4日、町立学校の教職員を対象に「教育課題研修会」を開催いたしました。横浜国立大学名誉教授の高木展郎先生を講師に迎え、「新学習指導要領における学習評価について」、学習状況を観点別に捉え、各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価などについて、児童生徒一人ひとりの学習状況を適切に評価することができるよう、ご講演をいただきました。詳しくは、後ほど事務局からご報告いたします。

8月5日、第1回目の6月25日に引き続き、第2回大磯町立中学校給食施設建設準備会を開催いたしました。当日は、学校関係者を中心とした構成員の中から、大磯町立中学校給食施設の建設に向けた様々な意見がございました。

当日の会議の詳細につきましては、後ほど事務局からご報告いたします。

その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、7月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。

本日の報告は、以上でございます。

【議案第9号 令和2年9月補正予算における教育委員会関連予算要求について】

教育長) それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第9号『令和2年9月補正予算における教育委員会関連予算要求について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 朗読いたします。議案第9号『令和2年9月補正予算における教育委員会関連予算要求について』。本文については、省略させていただきます。令和2年8月20日提出、大磯町教育委員会教育長、野島健二。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第9号『令和2年9月補正予算における教育委員会関連予算要求について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」の規定に基づき、令和2年9月補正に係る予算要求について、教育委員会の意見を伺うため、提案するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) 議案第9号『令和2年9月補正予算における教育委員会関連予算要求について』、ご説明いたします。

議案別紙をご覧ください。学校教育課の分であります。

はじめに歳入ですが、予算科目は、款・項が諸収入、雑入、目・節が共に雑入、細節がオリンピック・パラリンピック販売用チケット売上代であります。こちらにつきましては、令和2年度に開催予定であった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となったことにより、各種競技の観戦者等が負担するチケットの売上代金の歳入の枠として予算計上していた費用を減額とするものであります。

続いて、歳出であります。予算科目は、款・項・目が教育費、教育総務費、教育指導費、事業名・節・細節は学校教育指導振興事業、負担金、補助及び交付金、学校教育充実事業費補助金であります。こちらは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じるために、学校が修学旅行の実施を取り消した場合において、旅行会社に支払うキャンセル料を補填するために、学校に対して交付する補助金の費用を予算計上しております。こちらにつきましては、最終的には、保護者の負担軽減に繋がっていくものであります。

続いて、予算科目は、款・項・目が教育費、教育総務費、教育指導費、事業名・

節・細節はオリンピック・パラリンピック教育事業、旅費、普通旅費、そして、その下の事業名・節・細節はオリンピック・パラリンピック教育事業、需用費、消耗品であります。こちらの2つは、先ほど説明しました歳入と同様に、令和2年度に開催予定であった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となったことにより、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から一括購入する予定であった各種競技の観戦者等のチケットの費用などを減額するものであります。

説明は、以上です。

教育長) ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第9号について、原案どおり、ご異議ございませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第9号『令和2年9月補正予算における教育委員会関連予算要求について』は、原案どおりご承認いただいたものといたします。

<結果>異議なく原案どおり可決

【議案第10号 大磯町指定有形文化財の指定について】

教育長) 次に、議案第10号『大磯町指定有形文化財の指定について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 朗読いたします。議案第10号『大磯町指定有形文化財の指定について』。本文については、省略させていただきます。令和2年8月20日提出、大磯町教育委員会教育長、野島健二。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第10号『大磯町指定有形文化財の指定について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町文化財専門委員会からの答申を受け、大磯町文化財保護条例第3条第1項の規定に基づき、大磯町指定有形文化財として指定するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第15号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

生涯学習課長) 議案第10号『大磯町指定有形文化財の指定について』、補足説明をいたします。説明資料1ページをご覧ください。

はじめに、指定理由でございます。

対象となる物件は、明治30年に大隈重信が別邸として購入し、明治34年に古河家に継承されたものでございます。明治期の地割を継承するほか、大広間・北座敷・神代の間の3棟を中心に大隈別邸当時の建築が現存しております。

外観等に改造が施されたものの、構造および内部は当初の趣をよく伝え、雁行型の

配置や銘木を使いながらも落ち着いた仕様に海浜別荘らしい特徴がみられます。創建は明治 30 年よりさらに遡る可能性を持ち、海浜別荘地・大磯の草創期の別荘建築として貴重なものでございます。

この貴重な文化財を将来に伝えていくため、大磯町文化財保護条例第 3 条第 1 項の規定により、旧大隈重信別邸・旧古河別邸を大磯町指定の有形文化財として指定いたしたく、承認を求めるものでございます。

なお、本件につきましては、令和 2 年 3 月 3 日付けで、大磯町教育委員会から大磯町文化財専門委員会へ諮問しており、7 月 31 日付けで、町の文化財として指定すべきである旨の答申を得ております。

2 ページにつきましては、文化財専門委員会から令和 2 年 7 月 31 日付けで教育委員会へ提出されました、指定有形文化財の指定についての答申。3 ページは、答申に付された指定に関する答申書でございます。

指定物件の構造や形式、歴史的な沿革、建物の特徴など、海浜別荘地・大磯の草創期の別荘建築として貴重であるというご意見のもと、「大磯町指定有形文化財」に指定すべきである旨の答申をいただいております。

8 ページから 10 ページは、文化財指定に伴う所有者からの申請書と同意書のそれぞれ写しでございます。11 ページにつきましては、指定、申請等に係る「大磯町文化財保護条例」の抜粋で、第 3 条第 1 項の規定に基づく指定を行うものでございます。

なお、文化財専門委員会から、文化財の名称について、海浜別荘地の文化財的価値は、地割が明治期から保存されている点も大きいことから、名称に敷地を付し、建物と一体として、永く保存・継承してほしいという要望があり、名称を「旧大隈重信別邸・旧古河別邸 1 棟 附 敷地 2 筆」とさせていただきます。

変更にあたっては、申請者である国土交通省関東地方整備局に照会し、異議無い旨の回答をいただいております。12 ページの国からの文書は、名称変更に関する異議無いことの回答でございます。

以上、ご審議いただきまして、指定有形文化財の指定についてご承認いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第 10 号について、原案どおり、ご異議ございませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 10 号『大磯町指定有形文化財の指定について』は、原案どおりご承認いただいたものといたします。

<結果>異議なく原案どおり可決

【議案第 11 号 大磯町指定有形文化財の指定について】

教育長) 次に、議案第 11 号『大磯町指定有形文化財の指定について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 朗読いたします。議案第 11 号『大磯町指定有形文化財の指定について』。本

文については、省略させていただきます。令和2年8月20日提出、大磯町教育委員会教育長、野島健二。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第11号『大磯町指定有形文化財の指定について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町文化財専門委員会からの答申を受け、大磯町文化財保護条例第3条第1項の規定に基づき、大磯町指定有形文化財として指定するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第15号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

生涯学習課長) 議案第11号『大磯町指定有形文化財の指定について』、補足説明をいたします。説明資料1ページをご覧ください。

はじめに、指定理由でございます。

対象となる物件は、外務大臣を務めた陸奥宗光の別邸を譲り受けた古河家が、関東大震災による倒壊後、その跡地に昭和5年に上棟したものでございます。

葛西田中建築事務所の設計による瀟洒な数寄屋風の住宅建築であり、外観・内部とも良材を用いた数寄屋風の瀟洒な意匠、海浜別荘らしい平面・設備を特徴とし、造作の質も極めて高く、昭和初期における屈指の近代和風建築であり、敷地・庭園も合わせて昭和初期の姿をよく留める貴重な別荘遺構でございます。

この貴重な文化財を将来に伝えていくため、大磯町文化財保護条例第3条第1項の規定により、旧古河別邸(陸奥宗光別邸跡)を大磯町指定の有形文化財として指定いたしたく、承認を求めるものでございます。

なお、本件につきましては、令和2年3月3日付けで、大磯町教育委員会から大磯町文化財専門委員会へ諮問しており、7月31日付けで、町の文化財として指定すべきである旨の答申を得ております。

2ページにつきましては、文化財専門委員会から令和2年7月31日付けで教育委員会へ提出されました、指定有形文化財の指定についての答申。3ページは、答申に付された指定に関する答申書でございます。

指定物件の構造や形式、歴史的な沿革、建物の特徴など、海浜別荘地・大磯の草創期の別荘建築として貴重であるというご意見のもと、「大磯町指定有形文化財」に指定すべきである旨の答申をいただいております。

8ページから10ページは、文化財指定に伴う所有者からの申請書と同意書のそれぞれ写しでございます。11ページにつきましては、指定、申請等に係る「大磯町文化財保護条例」の抜粋で、第3条第1項の規定に基づく指定を行うものでございます。

なお、文化財専門委員会から、文化財の名称について、陸奥宗光が療養生活を送った別荘地であるが、現存する主屋の建築年代が陸奥宗光存命時ではなく、古河家所有時代であることから、旧古河別邸を先行させる名称の方が相応しいこと。また、海浜別荘地の文化財的価値は、地割が明治期から保存されている点も大きいことから、名称に敷地を付し、建物と一体として、永く保存・継承してほしいという要望があり、名称を「旧古河別邸(陸奥宗光別邸跡) 1棟 附 敷地2筆」とさせていただきました。

変更にあたっては、申請者である国土交通省関東地方整備局に照会し、異議無い旨の回答をいただいております。12 ページの国からの文書は、名称変更に関する異議無いことの回答でございます。

以上、ご審議いただきまして、指定有形文化財の指定についてご承認いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

<質疑応答>なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第 11 号について、原案どおり、ご異議ございませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 11 号『大磯町指定有形文化財の指定について』は、原案どおりご承認いただいたものといたします。

<結果>異議なく原案どおり可決

【議案第 12 号 大磯町図書館協議会委員の任命について】

教育長) 次に、議案第 12 号『大磯町図書館協議会委員の任命について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 朗読いたします。議案第 12 号『大磯町図書館協議会委員の任命について』。

本文については、省略させていただきます。令和 2 年 8 月 20 日提出、大磯町教育委員会教育長、野島健二。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 12 号『大磯町図書館協議会委員の任命について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町図書館協議会委員の任期が令和 2 年 8 月 31 日で任期満了となることから、「大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例」第 9 条の規定に基づく、新たな委員を任命するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、図書館長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

図書館長) 議案第 12 号『大磯町図書館協議会委員の任命について』、補足説明をいたします。

説明資料 1 ページをご覧ください。現在大磯町図書館協議会委員の任期は、平成 30 年 9 月 1 日から令和 2 年 8 月 31 日までの 2 年間となっており、6 名で構成されております。今回 8 月 31 日をもって、任期が満了となることから、9 月 1 日から大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例に基づき、新たに委員を任命したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

2 ページ目をお開きください。委員の選出については大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命するとなっております。

議案のページにお戻りください。今回、提案させていただいた委員の方々は、名簿の選出区分欄にございますように、学校教育の関係者1名、社会教育の関係者2名、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、学識経験のある者1名の構成になっております。6名のうち全員が再任となります。なお、任期は、令和4年8月31日までとなります。

4ページ目は、今回の改選前における図書館協議会委員の名簿及び役職でございます。

説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願いいたします。

<質疑応答>なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第12号について、原案どおり、ご異議ございませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第12号『大磯町図書館協議会委員の任命について』は、原案どおりご承認いただいたものといたします。

<結果>異議なく原案どおり可決

【報告事項第1号 令和元年度（平成31年度）教育委員会所管決算見込みについて】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。

それでは、報告事項第1号『令和元年度（平成31年度）教育委員会所管決算見込みについて』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課長) 報告事項第1号『令和元年度（平成31年度）教育委員会所管決算見込みについて』説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

はじめに、大磯町全体の一般会計歳入・歳出決算見込額について説明します。歳入の決算見込額は、一番上の表の右から3番目、収入済額は118億1,650万9,773円で、前年度との比較で約18.9%の増、歳出の決算見込額は、次の表の右から3番目、支出済額は108億9,786万4,877円で、前年度との比較で約17.5%の増となります。

それでは、教育委員会所管の歳出決算見込額について説明します。

3番目の表の科目、教育総務費の支出済額の欄をご覧ください。支出済額は3億635万6,199円で、前年度との比較で約31.8%（73,858,507円）の増、不用額の予算額に対する割合は約2.8%です。前年度との比較で増となった主な要因につきましては、児童・生徒が快適に学習できる室内環境を実現するために、町立の小中学校4校の普通教室及び特別教室等に空調設備をリースにて設置した経費、教育研究所の移転に向けて、移転先の旧横溝千鶴子邸について、平成30年度に委託した実施設計に基づく外構や内装の改修工事の経費などの増によるものであります。

次に科目、小学校費の支出済額は1億2,208万5,312円で、前年度との比較で約8.0%（9,075,670円）の増、不用額の予算額に対する割合は約11.0%です。前年度との比較で増となった主な要因につきましては、町立の小学校2校の普通教室及び特別教室等のエアコン設置に伴う電気料金と、小学校内のコンピュータ室のパソコンのリース期間満了による入替のほか、各教室内に持ち込んで授業等に使用できるようなタブレット等を購入するための経費、そして、隔年で実施している理科教育振興法設備整備のために購入する簡易検流計や顕微鏡などの経費などの増によるものであります。

す。

次に科目、中学校費の支出済額は4,975万1,138円で、前年度との比較で約20.5%（12,855,691円）の減、不用額の予算額に対する割合は約14.4%です。前年度との比較で減となった主な要因は、町立の中学校2校の普通教室及び特別教室等のエアコン設置に伴う電気料金と、小学校と同様に、隔年で実施している理科教育振興法設備整備のために購入する顕微鏡や気圧計などの経費の増の要因のほかに、平成30年度は、今後の中学校給食の方式を検討するための調査費用を計上しておりましたが、その調査委託業務は終了したので、その分の費用が減となっております。

次に科目、幼稚園費の支出済額は1億4,913万105円で、前年度との比較で約7.6%（10,537,374円）の増、不用額の予算額に対する割合は約3.4%です。前年度との比較で増となった主な要因は、大磯幼稚園の空調設置に対する設計監理及び設置工事の経費が増額となっております。

最後の科目、社会教育費の支出済額は1億6,712万7,670円で、前年度との比較で約7.6%（13,835,608円）の減、不用額の予算額に対する割合は約9.3%です。前年度との比較で減となった主な要因は、旧吉田茂邸整備活性化等基金積立金の減によるものであります。

以上の決算見込額により決算書を作成し、9月大磯町議会定例会に提出し、承認を求めることとなります。令和元年度教育委員会所管決算見込額の概要説明は以上です。教育長） ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。
<質疑応答>なし

【報告事項第2号 令和2年7月大磯町議会臨時会について】

教育長） 次に、報告事項第2号『令和2年7月大磯町議会臨時会について』、事務局より報告をお願いします。

教育部長） 報告事項第2号『令和2年7月大磯町議会臨時会について』、概要をご報告いたします。

臨時会は、必要があるとき、特定の事件（議案）に限り、これを告示し、その事件を審議するために召集される議会であり、今回は第5回目となる一般会計の補正予算がその案件であります。

会期は、7月31日、1日間で行われました。

それでは、資料のほうをご覧いただきたいと思います。1ページが議案第33号「令和2年度大磯町一般会計補正予算（第5号）」の議案書になります。

少し飛びまして、10ページをご覧ください。議案第33号「令和2年度大磯町一般会計補正予算（第5号）」の説明資料です。

それでは、教育委員会の所管に係る議案の審議概要について、ご報告いたします。

10ページをご覧ください。まず、歳入になります。歳入は、No.1の学校教育課、教育費国庫補助金で、小学校費、中学校費のそれぞれのコンピュータ教育推進事業に充てる、GIGAスクール構想に係る国庫補助金でございます。次に、歳出ですが、No.1、2とも学校教育課、小学校費、中学校費のそれぞれコンピュータ推進事業でGIGAスクール構想に係る国庫補助対象分のコンピュータ購入費の増でございます。

質疑については、4人の議員から質問がありました。

質問の内容としましては、まず、鈴木京子議員から公立学校情報機器整備費補助金

における購入とリースに係る補助金の流れ、令和元年度及び令和2年度当初予算で執行したリースとの違い、公立学校情報機器整備費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応する補助金の積算根拠、GIGA スクール構想に基づき整備する情報機器等の内容と金額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で充当される内容について質問があり、柴崎茂議員からは GIGA スクール構想に係る小中学校コンピュータ等備品購入に伴う国庫補助金予算計上誤りの経緯と原因について質問がありました。次に、二宮加寿子議員からは GIGA スクール構想の実現に向けた整備状況の展望、学校における Wifi 環境の整備状況、家庭学習のためのポケット Wifi の整備支援について質問がありました。最後に、飯田修司議員から GIGA スクール構想に係るコンピュータ等の備品購入費の妥当性について質問がありました。

その後、本議案は直ちに討論、採決が行われ、賛成多数で可決されました。

令和2年7月大磯町議会臨時会の概要報告については、以上でございます。

なお、本議会の会議録は、後日町のホームページに掲載されますので、詳細についてご確認くださいよう、お願いいたします。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があれば
お願ひします。

<質疑応答>なし

【報告事項第3号 第2回大磯町立中学校給食施設建設準備会の報告について】

教育長) 次に、報告事項第3号、『第2回大磯町立中学校給食施設建設準備会の報告について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課長) それでは、報告事項第3号『第2回大磯町立中学校給食施設建設準備会の報告について』、説明させていただきます。

この準備会は、令和2年8月5日に開催いたしました。お手元の資料の1ページから6ページが会議録、その下の次第以降が準備会当日の会議資料をそのまま添付しております。今回は、この準備会での会議録をもとにして、準備会での主な意見等を中心に報告させていただきます。表紙をお捲りいただき、1ページからが、第2回準備会の概要になります。

まず、第2回目の準備会の出席者は、第1回目の出席者に大磯小学校、国府小学校のPTA代表者の2名を加え、国府中学校PTA代表につきましては、会長の代理で副会長の方に御出席いただきました。構成員は計10名で、その他、事務局として、教育部長、学校教育課職員3名のほか、説明者として、日本調理機株式会社の方、大磯の給食を考える会の方が出席し、会議を行いました。傍聴者は12名でした。主な議題は、2つで、一つ目として、「今後の学校施設の改修について」、そして、2つ目として、「自校方式による給食施設の建設について」でありました。

2ページをお開きください。3の「議題」のところからが会議の内容の要約となります。まず、議題の一つ目、「(1) 今後の学校施設の改修について」であります。前回の会議において、「今後、小学校、中学校の改修等の費用がどれくらいかかるのか。」というご意見がございましたので、当日の会議資料の中の「資料1」に基づき、今後の学校施設の更新にかかる費用についての説明を行いました。意見として、「資料1」だけでは、これまでの各学校の改修の経過がわからないので、経過のわかる資料を作成してもらいたい。」という意見が出されました。各学校の改修の経過につきましては次回の準備会で資料提供を行う予定といたしました。

次に、議題の2つ目、「(2) 自校方式による給食施設の建設について」であります。内容については、「国府中学校の建設場所について」の質疑応答を行いました。

まず、「ア 国府中学校建設候補場所C案」についてですが、このC案につきましては、事務局から説明を行い、各委員からの質問の回答につきましては、事務局、そして、給食室のレイアウト作成にご協力いただきました日本調理機株式会社の方が質問に対しての回答を行っております。主な質疑として、食器・食缶洗浄、食器消毒保管の機器、検収室、洗浄の仕方についての質問が出されました。

次に、3ページをお開きください。「イ 国府中学校建設候補場所新K案」について、大磯の給食を考える会の方から説明をしていただき、その後、質疑応答を行いました。

主な質疑のみ、説明させていただきます。まず、質疑の中の上から3つ目の問になりますが、「選定理由で校舎の影のため陽光を遮り空調経費の節約に寄与するとあり、逆にC案では陽光が入り、空調経費がより多く掛かるということだと思いが、C案でブラインド等により陽光を遮った場合、調理に支障があるか。」という質問に対して、国府小学校の栄養教諭から、「問題はないと思う。」と回答がありました。

次に、4つ目の問になりますが、「C案のように南側に給食室があると調理に影響があるか。」という質問に対して、国府小学校の栄養教諭から、「はっきりした答えはできないが、給食室が南側を向いている学校もある。」と回答がありました。

この3ページの3つ目及び4つ目の問以外の質問の回答は、大磯の給食を考える会の方からの回答がありました。

5つ目の問になりますが、「栄養士の部屋が階段の下となっているのはなぜか。」という質問に対して、「事務室のような部屋ではないが、パソコンや書類等は置ける。」と回答されました。

6つ目の問になりますが、「栄養士は検収室と事務室を行き来することが多く、この配置だと遠いと思うが。」という質問に対して、「現場の方の意見を聞く機会がなかったので、改善方法を検討する。」と回答されました。

次の4ページに移りまして、一番上の問が、通しで8つ目の質問になりますが、「校舎と体育館の間の道幅が3.7mとなり、子どもの動線と車の動線が重なることについてどのように考えているか。」という質問に対して、「頻繁に学校の中を車が通ることは想定されないという考えのもとに、子どもと車が一緒に通行することは少ないと考えている。」と回答されました。

上から2つ目の問が、通しで9つ目の質問になりますが、「体育館のトイレは外用と室内用に区分けされている。西側から入っても室内用のトイレに入ることであり、外用のトイレに入れる訳ではないが、そのことについてはどのように考えているか。」という質問に対して、「車椅子の方は西側からスロープを通過して、体育館に入り、室内トイレを使用することになるので、同じ運営の仕方を検討してもらいたいと考えている。」と回答されました。

次に、「ウ 意見交換」についてですが、こちらの議題につきましては、準備会の構成員の方々において率直な意見交換ができ、公正かつ円滑な議事運営となるよう、日本調理機株式会社の方、大磯の給食を考える会の方、そして、一般の傍聴者の方には退室していただき、非公開とした中で、構成員と事務局のみで会議を行いました。

まず、「国府中学校建設候補場所C案」についてですが、「校舎の西側と給食室の西側を通過してグラウンドへ避難するので、このスペースを広く確保してもらいたい。」「新K案と比較すると広い給食室になっているので、よりコンパクトになるように設計の段階で検討する必要がある。」という意見が出されました。

次に5ページをお開きください。「国府中学校建設候補場所新K案」についてですが、「給食室は工夫されていることがわかったが、建設を行う場所が問題だと思

う。災害や火災が発生した時に子どもたちが避難する経路が無くなってしまう心配がある。防災の専門家等に避難経路を確認してもらい安全を担保した方が良い。」、「給食室が狭いと思う。動線が交差しないように調理ごとに動線図を作成する必要があるが、この新K案だと交差しない動線の作成が難しい。」、「牛乳保冷庫とパン棚が東側にあり、搬入は西側からだと思われるので、そこまで搬入車が入ることになる。子どもと搬入車の動線が重なり、事故が心配である。」、「栄養士の事務室が階段の下では労働環境上好ましくない。」、「外トイレはスポーツ開放や地域の活動等で不特定多数の方が利用している。外トイレに体育館の中から入るのは、学校運営上、不都合が生じる。」、「給食室が狭いので給食調理員が安全に作業できるのか疑問がある。建設した後に、安全に作業できないようでは困る。」という意見が出されました。

次に、C案と新K案の両方、「両案」に共通する意見として、「調理員が働きやすい給食室にしてもらいたい。」、「苦肉の策の給食室を建設するのではなく、皆で知恵を出し合い納得した給食室を建設してもらいたい。」という意見が出されました。

その他の意見としましては、「どの学校も老朽化が進んでいる状況があり、中学校に給食室を新設するよりも小学校、中学校の給食室を1つにしてしまう等の検討を行うことも必要ではないかと考えている。この準備会とは別に10年後や20年後の先を見据えた学校の在り方について検討する会議を開催してもらいたい。」、「保護者の間では、早く中学校給食が始まらないのかという意見も出ているので、スピード感を持って事業を進めてもらいたい。」、「給食が休止してしまっている状況で困っている保護者には他の方法で支援を行うように検討し、学校施設だけではなく、町全体の施設のことも含めて、総合的に施設の再検討を行った方が良いのではないかと考えている。」、「同地区に小学校、中学校が1校ずつということを活かして、給食室を建設することをゴールとせず、先を見据えた学校施設の計画を作成してもらいたい。」という意見が出されました。

以上が第2回準備会の概要となります。

この第2回準備会の会議録につきましては、速報版となっております。次の準備会までに各委員の方々に承認されましたら、正式に公開させていただく形となります。

続きまして、令和2年8月12日に開催されました福祉文教常任委員会協議会において、大磯町立中学校給食施設建設準備会における第1回目、第2回目の概要を説明しましたので、そのときの主な質疑応答についても、ここであわせて説明させていただきます。

まず、「資料1で国府小学校の給食室の記載がないのはなぜか。」の質問に対して、「北校舎に含まれている。」と回答しております。

次に、「校舎の老朽化が進んでいるという話が出ているが、給食施設の建設と校舎の改修をどのように今後進めていく予定か。」の質問に対して、「この準備会は建設場所を決めるだけではなく中学校給食全体を考えていく会議でもある。第1回目の準備会の中で、今後の学校施設の改修についての資料提供を求められた経過があり、第2回目の準備会で資料提供を行いました。教育委員会としても校舎については長寿命化の方針となっている。しかし、第2回目の準備会の中で、学校の老朽化についても、別の会議を設けてもらいたいという意見がありましたので、その点については検討していきたい。」と回答しております。

次に、「国府中学校の建設場所については、C案と新K案しかないと思う。保護者から早く再開してもらいたいという意見も出ているが、今後のスケジュールについて再度、教えてもらいたい。」という質問に対し、「第5回教育委員会定例会の中で、

第2回準備会と本日の福祉文教常任委員会協議会の報告を行う予定である。第6回目以降の教育委員会定例会で場所については協議を行う予定となっている。」と回答しております。

次に、「準備会はこれで終了か。」という質問に対し、「準備会で意見を出していただいたので、この後は教育委員会定例会で協議を行っていく予定であり、準備会は建設場所が決定した後も継続して、中学校給食全体について意見を伺っていく予定となっている。」と回答しております。

次に、「準備会は給食の実施方法（カリキュラムや部活の問題）にシフトしていくことはわかりました。しかし、C案、新K案も課題があるので、準備会でもっと議論していく必要があるのではないかと。特に避難経路については課題があると思うが、その議論は教育委員会が行うのか。」という質問に対して、「場所の決定は教育委員会定例会で行い、その協議の過程の中で、また課題が出てくることが想定される。その課題については基本設計を行う中で、検討を行い、その結果について、再度、準備会から意見をいただくことを考えている。」と回答しております。

次に、「新K案について、コンパクトな調理室が懸念されているが、実際にコンパクトな面積の学校もあるので、コンパクトでも給食ができないことはないことを認識してもらいたい。面積は機器の配置やどのような給食を提供するかが決まらなると違ってくると思うが、その方針が具体化されていない。RC造になれば、鉄骨造よりも費用が高くなる。面積が大きくなれば、その分、費用も大きくなる。また、面積が広ければ良いという問題ではない。このように問題がたくさんあるが、今後は教育委員会で議論していくことになるのか。」の質問に対して、「国府中学校については、C案、新K案のどちらかに決定した後に、基本設計に入る予定となっている。基本方針についても教育委員会定例会で協議を行っていく。」と回答しております。

次に、「基本設計の発注時期の見通しは。」の質問に対して、「令和5年度中の開始を目指しており、そこからの逆算となる。」と回答しております。

次に、「補助金の申請は年に1回なので、それに間に合うように事務を進めてもらいたい。新K案はよくできているので、どうして採用されなかったのかを納得させる理由が必要である。この会議録を見た感じだと、どうにかC案を採用したいというように感じる。町民の方は真摯に考えられているので、教育委員会でしっかりと議論してもらいたい。」という意見に対しては、「今、いただいた意見を参考にして協議を行っていきたい。」と回答している。

次に、「給食室を建設するにあたり、どのような給食を提供したいかという考えを決めるのが先ではないか。給食の提供は全員が対象なのか。」の質問に対して、「第1回目の準備会の中で中学校給食についての基本方針を示し、意見交換を行っている。」と回答しております。

次に、「給食室は4校に1つずつ建設するということで良いか。」という質問に対して、「中学校に自校方式の給食室を建設するという考えである。」と回答しております。

次に、「新聞報道では12月に基本設計の補正予算を計上するとあったが、スケジュールを詳しく説明してもらいたい。」という質問に対して、「教育委員会定例会で協議を進める中で、スケジュールとしては、令和5年度中の給食の再開を目指している。まだ、補正予算のタイミングについては言及できない。」と回答しております。

次に、「令和5年度中の給食再開に向けた心構えはできているか。」の質問に対して、「12月に基本設計の予算が否決されてから、コロナの影響もあり、その都度、ス

ケジュールの見直しは行っている。その中で令和5年度中の再開は変更していない。」と回答しております。

次に、「建設場所の決定は教育委員会と準備会のどちらが行うのか。」という質問に対して、「準備会で出された意見をもとに教育委員会定例会で決定を行う。」と回答しております。

次に、「避難路の検討、調査をなぜ行わないのか。」という質問に対して、「第2回目の準備会では大磯の給食を考える会の方から直接、説明と質疑応答を行った。特に検討、調査は行っていない。」と回答しております。

次に、「第1回目の準備会で国府中学校の校長は避難経路が心配だと発言したが、何メートルあれば大丈夫なのか。なぜ検証しないのか。」という質問に対して、「準備会は建設場所について、意見をいただく会議なので、選定理由も含めて、提案者から説明していただいた。」と回答しております。

次に、「それは提案者がすべて調べろという認識か。」という質問に対して、「C案については事務局から責任を持って説明を行った。新K案については、大磯の給食を考える会の方が説明する必要があると認識している。」と回答しております。

次に、「事務局はC案に決めているのなら、準備会をやる必要はあったのか。」の質問に対して、「議会から本会議や一般質問を通して、町民の方の意見を聞くべきだという意見があったので、第2回目の準備会で提案者に説明していただいた。C案については、報告書の中で候補となった町の案である。」と回答しております。

次に、「新K案は魅力があるが、C案に決まっているのか。」の質問に対して、「町の提案としてはC案だが、最終的に教育委員会定例会で協議を行う。」と回答しております。

次に、「第1回目の準備会の議題1の参考資料1とはどのようなものか。」の質問に対して、「他市のセンターの基本方針を参考資料として提案した。」と回答しております。

次に、「10年後や20年後の先を見据えた学校の在り方について検討する会議を開催してもらいたいという要望が出されていたが、そのような会議を開催するのか。」という質問に対して、「第2回目の準備会、本日、8月12日の福祉文教常任委員会協議会の内容については、教育委員会定例会で報告を行う。その中で必要があると判断された場合は開催に向けて動いていきたいと考えている。」と回答しております。

説明は以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等をこれからお受けしたいと思っておりますけれども、その前にちょっと確認ですけれども、本日はこの案件につきましては、報告事項ということで提案されておまして、ここでの協議は正式にまた協議事項として提案された中で協議をしていきたいというふうに考えています。

したがいまして、委員の皆様からの質問・意見をここでは伺いたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。再度、協議事項として、できれば次回あるいはそれ以降の中でのなるかもしれません、未定ですけれども協議事項として提案した中で結論を出していきたいというふうに考えています。よろしくお願ひします。

いかがでしょうか。

曾田委員) 皆さんの準備会会議は2時間 23分くらいありましたが、録音を聴かせていただきました。言葉は大體聴きとれまして、雰囲気もよく分かりました。

それで幾つか質問があるわけですが、まず一番最初に、基本構想というか、基本設計については、現在どういうふうになっているか、その辺を教えて頂ければ

ありがたいです。

学校教育課長) 基本設計のこの先のスケジュールのところで、基本設計につきましては、基本的に建設場所を決めた中で基本設計に入るという考えがございますので、実際には準備会の意見、そしてその後に教育委員会の定例会で国府中学校の建設場所を決定した中で、基本設計に入っていくという考えでございますので、その後に、予定的には早くも12月の補正予算くらいを目途に進めるのかなというふうに、今のところは考えております。

曾田委員) このテープを聞きまして、町民の皆さんというか、保護者の皆さんといったらいいんでしょうか、よく分かりまして、これから検討が必要になるような部分もございまして、例えば、長寿命化の計画というのもちよっと教えていただきたいんですけど。発言の中にございましたので。

教育部長) まず、町のほうでは、公共施設の再編に関わる計画や方針がございます。まず最初に、平成28年5月に大磯町公共施設再編基本方針というのを作成しました。その後、平成29年に大磯町公共施設等総合管理計画というのを策定しました。その中には大磯町の公共施設が全て網羅されており、教育施設についても記載がございます。

その中で、教育施設については長寿命化、いわゆる建て替えや修繕をしながら長寿命化させていくという方針が出されております。

その次の段階に今現在は移っております、第1期の個別施設計画というのが町のほうではできておまして、今度はその部分について、各所管課が、その総合管理計画の中で長寿命化や建て替えや複合化、あるいは廃止等を含めた中で、それぞれの所管課がこの方針に基づいた計画をつくる事になってございます。

今現在、教育委員会には、平成26年9月に作成した大磯町教育委員会の施設改修計画方針というのがございますが、これが平成26年9月に作成されて、残念ながら2020年までの計画となっております、この後の長寿命化に向けての計画や方針というのは、今現在ないような状況になっています。以上です。

曾田委員) そうすると、現在それがないわけですね。

そのことについては、どんなような考え方をお持ちですか。

教育部長) この施設修繕計画、平成26年9月に作成されました、大磯町教育委員会の施設改修計画方針というところの位置づけにも記載がありますが、教育委員会が管理する施設の現状と維持・保全の課題を踏まえた中で、建築物の長寿命化を基本に、安全かつ良好な状態で維持・保全することが目的であるということと、あと、この修繕や維持・保全をする上で、毎年の予算編成の指針とします、という記載がございますので、これに基づいて前倒ししているものや遅れているもの等が今現在もございますが、やはりこの指針の中で、2020年までという、平成30年という記載がございますけど、その中の期間がここでもう終了しておりますし、この方針については第四次の総合計画ともリンクをしております。町の総合計画のほうも、ここで第四次のほうを終了し、第五次に向けての動きがありますので、やはり、長寿命化に向けて維持・保全していくためにこれはなくてはならないものだと考えておりますし、今後の予算を考える上でも必要なものというふうに理解はしておりますので、速やかにこの計画については作成をする事を目的に、前向きに検討をしていかなければいけないというふうには認識しております。

曾田委員) ここでの皆さんの発言とか、それから保護者の皆さんといったほうがよ

ろしいんでしょうか。いろいろな話がありまして、今の部分が何かどうもはっきりしていないんですね。この町として、どうやって、国がやっぱり関わってきますから、その辺の話を、今の話だとよく分からないんですが、この計画がなければできないのか、あってもできるのかというか、どう言ったらいいですかね。なければできないのか、その辺を教えてください。計画ありきじゃないと、やっぱりこれって難しいと思うんです。

教育部長) この計画に載っている修繕以外にも突発的な修繕というのは、それぞれ予算を頂いた中で改修や修繕というのは行ってございますが、やはり大きな予算を伴う修繕計画、長寿命化になりますので、やはりこの計画がない中ですけど、やはりその予算に対する、町側財政サイドとの折衝であるとか、総合計画に基づく計画として公のものとはなりませんので、ぜひともこの計画というのは必要であるというふうには認識してございます。ですから、計画ありきの基に修繕計画、長寿命化を図るべきだというふうには認識しております。

曾田委員) そうすると、早急にそういうことができなきゃいけないということですね。

教育部長) こちらの計画については、文部科学省のほうからも、全国的に長寿命化計画に向けての計画の作成を求められている状況でございますので、早急に対応する必要があるというふうには認識してございます。

曾田委員) それで、テープの中に幾つか発言がございまして、やっぱり皆さん、学校の問題、給食も含めて、校舎の寿命とか、いろいろな話も出てまいりまして、みんな子供たちのためにいろいろな心配をさせていただいておりますので、やはりもう少し早急にこの対応ができないとまずいんじゃないかというふうに思っておりましたので、あえて発言させていただきました。以上です。

教育長) ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

トリー委員) まず、この給食の準備会の皆様方には本当にいろいろと考えていただきまして、感謝したいと思います。給食を考える方、メンバーの方々に長い年月かけていろいろと検討していただき、感謝を申し上げたいと思います。

今、曾田委員のほうからも出ましたが、その学校施設に関してのこと、これ、いつまでに計画を立てないといけないという、やっぱりタイムラインがあるのだと思うんですね。計画を当然出すにあたって。その辺のタイムラインは、いつまでに出すとか、そういうのが今現在、今一番早く検討したとして、どの辺のタイムラインになるのですか。

教育部長) こちらの長寿命化に係る計画については、先ほど少し答弁させていただきましたが、文部科学省のほうからは、令和2年度中の作成を求められておりますので、令和2年度中の作成が基本となるというふうに考えてございますが、大磯町については、この給食の関係がございましたものですから、文部科学省のほうへも、給食の方向性が見出し次第作成に入るというような回答を今年度しているという状況でございます。

トリー委員) そうすると、給食のほうもスピーディーにやらなければいけない。だけれども、皆さんがちゃんと納得できる形で議論を尽くして始めたいというせめぎ合い的なところもあるかと思うんですけれども、本来でしたら、給食の準備会は準備会、そしてその施設関連のことをまた皆さんで話し合えるような委員会を別に

立ち上げて、分けないと混乱しますし。その辺をちょっと具体的に、この先というか、早急にどういうふうにしていくかというのを打ち出していかなければならないのではないかなと思うんですけれども。その辺、事務局としてはどう考えていますか。教育部長) ただいまトリー委員のほうからご意見を頂いたとおり、事務局としても、給食は給食、長寿命化計画は長寿命化計画という認識はございますが、これは総合的に複雑に絡んでまいりますので、どちらも少し待ったという状況ではなくて、これは同時に進めるべきではないかなというふうには認識してございます。

何しろ文部科学省のほうの長寿命化計画策定に向けたタイムリミットというのがございますので、その辺の文部科学省との調整もございます。ですから、この長寿命化計画についても早急に対応する必要があるというような認識をしているところです。

トリー委員) そうですね、もうやれることは教育委員会として皆で知恵・力を出し合って、どんどん進めて行けるものは行きたいと、私たちみんな思っていると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。今日は協議の場じゃないということなので、このくらいにします。よろしく願いいたします。

濱谷委員) 今、曾田委員、それからトリー委員が総括的に質問させていただきました。ありがとうございました。

私のほうからは、振り返りの質問なんですけれども、この給食建設準備会というのが発足をされた、もう一度その発足をした経緯を振り返りで、ポイントだけお話をさせていただければありがたいなと思います。

学校教育課長) 給食準備会を設置した経緯についてですけれども、大磯町立中学校給食施設建設準備会要綱というのがございます。こちらの要綱に基づきますと、大磯町立中学校に給食施設を建設するにあたり、必要な事項に関して意見交換を行うため、準備会を設置して、組織、所掌事項、構成員並びに運営に関して必要な事項を定めるというようになっており、建設に必要な事項について意見交換を行うというような内容であります。実際にはこの所掌事項については大きく二つ明記されており、中学校給食に関する一つと、もう一つが中学校給食施設の建設に関する一つについて、ご意見をいただくというようになっております。以上です。

濱谷委員) ありがとうございました。そうしますと、この準備会のポイントは、学校給食に関わる施設等だけということの解釈でよろしいですか。

学校教育課長) 中学校給食の施設の関係など、中学校給食に関することが所掌事務となっております。以上です。

濱谷委員) そうすると、私も準備会のお話を聞きましたけれども、学校施設の改修の問題、それから、これからの学校の未来像の話等々が複合的に出てきて、それが微妙に複雑化させてきているのかなというふうに思ったんですね。今課長が説明されましたように、学校給食に係る準備会ということならば、私はこの1点で準備会の中でC案あるいはK案、この話を議論をしていただきましたかったなというふうに、率直に感じました。まさしくそこに複合的な要素がからむことによって、もう一度原点に戻ったほうがいいのではないかなというふうな話にもなってしまうので、部長の話にもありましたように、しっかりと町の方向性がある意味においては決まっている。その方向性に向かいながら、僕はやっぱり、議論を進めていくということを感じているところです。

そして同時に、文科省との関わりあいの中で、長寿命化の計画がやはり早急に立

たないと、いわゆる総合管理計画等の財政的な裏付けもできないと、こういう発言もございました。

とすると、まさしく僕はそこの給食の問題1点に的を絞りながら、総合管理計画等の話も進めていかなければならないのかなということを今感じたところでございます。

また、協議のところまでには、また幾つか個人的に学校教育課のほうに資料等も頂戴をしながら考え方をまとめていきたいというふうに思っております。その節はよろしくお願い申し上げます。

長嶋委員) 今在校生はもうもちろん給食間に合わないですけど、やはりその弟さん、妹さんがこれからいるようなところから、ぜひそれが間に合うような形で作ってほしいという意見もすごく多くて。また、議員さんからもスピード感ということ話があるようで、そういうタイムスケジュールが非常に大事だと、これをやはりできるだけ守る感じで。そういう中で、学校は企業経営ではないですけども、やっぱり教育現場というふうになると、やはり安全面で、災害とか火災に対するその安全とか、そういう部分が求められる、しっかりその辺も重点的に持ってこれからそういう中でより良い方式を進めていったらいいのかなというふうに感じております。以上です。

曾田委員) 一ついいですか。すみません。

コロナ禍が始まりまして、社会が大分変わってきまして、歴史が元に戻らないことがはっきり分かったですね。前のおりになかなかいかない事があって。ここでちょうど約10億くらいのお金が出るんで、町民の皆さんも、PTAの皆さんもいろいろ考えたと思うんですね。だから、そういう時間があったものですから、その話がこんな展開をしていると思うんです。我々は、その声をやっぱり一部入れていかないといけない部分もあるもので、今日は意見をさせてもらいました。以上です。

トリー委員) 先ほど濱谷委員もおっしゃったように、私も委員会や部会を立ち上げて、給食は給食で特化するのがいいと、意見としては私も全く同感です。

それと、ちょっと先ほど言い忘れたんですが、その給食を進める中で、この間の準備会の中でもちょっと話があったかと思うんですが、給食がないことで困るといってご家庭へのフォロー、これはちょっとぜひ考えていっていただきたいなというのは、これはもう意見というより要望であります。

それで、次の準備会は、日程的にはもう出ているのでしょうか。

学校教育課長) 今のところ、次の準備会の予定はまだ調整中の段階ですので、まだ日程は出てないという状況です。以上です。

トリー委員) 出次第お知らせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

教育長) そのほか、いかがでしょうか。

今まで出た意見をまとめますと、準備会はやはり施設、中学校給食、こちらの方に焦点を絞った形で進めるべきではないかというご意見が多かったのかなと。ただ、世の中が大分コロナの状況で変わってきていると。したがって、いろいろと皆さんも考えているので、今曾田委員がおっしゃったように、かなり巨額なお金がかかることでやはりいろいろな意見も聞いていかなくちゃいけないんじゃないかなというような事もありました。そういった意味でそれらを参考にしながらいかなくちゃいけないですけども、いずれにしても、先ほど長寿命化計画、学校の施設の関

係とか、あるいは教育の方向とか、それはまた総合教育会議等で、大磯町の教育はどうあるべきかというのをやっていきますので、そちらの方を中心にまず進めていく必要があるのかなど。

施設のほうは、これは委員会だけじゃなくて、町の財政とも絡みます。あと、国の財政とも絡みますので、この計画を出さないと、当然ながら文科省は補助金は出してくれないんですよね。その辺は部長、どうなんですか。

教育部長) 正式的には、通知等は出ていませんが、今後その長寿命化計画がないと、国の交付金、補助金がもらえないというような方向性というのは示されているというふうに認識しております。

教育長) 下世話な話ですけども、親として子どもからお金頂戴と言われえたら、何に使うのか、どういう計画でどうするのとなってくる。今、そういった意味でやっぱり文科省のほうでも集計してどのくらい全国でかかるのかって考えていると思いますので、そういう計画は必要なのかなど。やっぱり宿題をきちんと出す中で、こちらにも必要なお金は補助していただくという、今後のためにも。

そうすると、部長、その長寿命化は簡単にかけられるのか、それとも、予算的な措置が必要なんですか。

教育部長) 実は、教育委員会でも、以前から予算を計画する中で、この長寿命化計画というのは予算の中に盛り込んでいた部分がありますが、やはりエアコンのことであるとか、給食のことがちょうど时期的に重なっておりまして、優先順位をそれぞれの年度において判断した中で長寿命化計画の作成を見送った経緯等があったというふうには聞いております。

教育長) では、そういう事情があったというふうなわけですね。

いずれにしても、これは締め切りが近づいているところで、いずれ議会のほうに予算のほうの承認を頂かなくちゃいけないし、給食施設の関係も。

もう一つ、最後に私は気になったんですけど、私も2時間20分ほど、あのテープを聞いたんですけども、その中で話がずーっと戻ってきて、自校方式と決めてきて、委員会でも決めて、一応直接の予算を出したけれども、予算が通らないという、だから、自校方式は私は変わっていないというような、ここで確認したいと思うんですけども。

ですから、委員会としては自校方式をどうするか。場所は今決まっていないから、場所を次回の協議事項でもって詰めていく必要があるというふうに考えておりますけれども、委員の皆さん、いかがでしょうか。その確認を。

濱谷委員) そういう方向性で。

教育長) そういうふうに考えておりますので。

トリー委員) 自校方式はもう検討委員会でも正式に決めたものですから、そこでまた何か覆すということはちょっと考えられないかなと思っております。

教育長) じゃあ、その辺を踏まえた上で、次回、あるいはその次になるかどうか、期限の限定がありますので、協議事項として協議をしていきたいというふうに思いますけれども、これに対しては、ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

各委員) 異議なし。

教育長) よろしいですか。

多くの意見を頂きました。今日は結論は出ておりませんが、こういった形で次回以降の中で協議していくということで、確認が取れましたので、進めていき

たいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと申します。

この件に関しまして、他に何かちょっとまだ委員の中でもう一つ言いたいたいという事がありましたら。大分時間を取っていただいて、長いテープを聞いていただいたので、いろいろな思いがあると思ひますけれども、よろしいですか。

各委員) なし。

教育長) それでは、次に参りたいと思ひます。

【報告事項第4号 大磯町いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について】

教育長) 次に、報告事項第4号、『大磯町いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課主幹) 報告事項第4号『令和2年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について』、報告いたします。

1、趣旨につきましては、記載の通りでございます。

2、日程は、令和2年7月3日(金)10:00~12:00。

3、場所は、大磯町役場4階第2委員会室。

4、参加者は、いじめ問題対策・調査委員会委員6名(2名は欠席)、事務局4名、傍聴者は4名でした。

5、内容としまして、まず、教育長あいさつの後、委嘱状の交付がございました。構成メンバーは、弁護士・心理の専門家・教育に関して学識経験を有する者、人権擁護委員代表者・区長連絡協議会代表者・民生委員児童委員代表者・PTA代表・精神科医の合計8名です。

6、協議内容は、(1)各学校におけるいじめ問題に対する取組について。事務局より、大磯町いじめ防止基本方針に基づき、各学校がいじめ防止基本方針を定め、いじめ防止や早期解決に取り組んでいます。いじめの対応についてなかなか教職員に浸透していかないことが課題としてあることとお話ししました。また、今年度よりスクールロイヤーを年3回雇用することになっており、今後は回数を増やし、いじめ対応会議の第三者として参加できるように整備する見通しがあることもお伝えしました。

委員からは、保護者との連絡方法について、連絡ノート等をどのように活用しているかという質問がありました。このことについて、事務局より、連絡ノートも活用しているが、迅速性やの観点から、電話での連絡を基本としていることとお答えしました。

(2)大磯町におけるいじめ問題に対する取組について、事務局より、いじめ重大事態での対応について、保護者が調査結果の公表を求めているケースがあり、公表の仕方について意見を伺いました。委員からは、公表にあたっては、加害児童・生徒の将来のことも配慮しなければならない。被害児童・生徒も好奇の目にさらされるかもしれないので、双方の合意を得つつ、個人が特定できない程度の公表の仕方を考えるべきというご意見をいただきました。また、個人の特定を防ぐために、HPへの掲載期間を短くしたり、HP以外で公表する選択肢もあることというご意見もいただきました。

(3)大磯町でのいじめ重大事態について、事務局より、大磯小学校と国府小学校のいじめ重大事態の概要についてお伝えしました。すでに教育委員の皆様には報告済みの内容です。

(4)令和元年度各学校におけるいじめ認知状況及び対応について、事務局より、各学校のいじめ認知状況及び対応について説明しました。積極的に認知することによ

って早期対応を心掛け、いじめ重大事態につながらないようにしていくことをお話ししました。

報告事項第4号『令和2年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について』、報告は以上でございます。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

トーリー委員) ちょっと今気になったのですが、協議内容(1)のところですね。この教職員の対応について、なかなか教職員に浸透していないことが挙げられるという文言があるんですが、これは各校で徹底を図っていきたいということですけども、具体的にどのようにして徹底を図っていくおつもりなのか。やっぱりちょっとこれは知っておきたいかなと思って、質問させていただきます。

学校教育課主幹) 徹底の仕方なんですけれども、まずは必ず各学校のいじめ防止基本方針について、全職員が読み込んでいくこと。これは今年度徹底しようということ、各学校で統一して取り組んでいただく。また、いじめ防止のためにアンケート等を取っているんですけども、こちらは必ず取った後に、何か課題があれば、担任だけではなくて、もちろん学年主任、あるいは教育相談コーディネーターと共有することが方針にはあるんですけども、この辺りがうまく徹底していないところがあったので、こちらを再度改めて見直して、しっかりと対応していくというようなことで、具体的なその対応の仕方を見直していくという話になっております。

トーリー委員) 分かりました。

ホームページの掲載なんかもちょうと、本当にそのときの、例えば親の感情とかで動くとお子様の将来に関わることもあるので、この辺の対応もしっかりとしていただける現場、我々もそうですけれど、現場でもしていただけるようにと思っておりますので、お願いいたします。

教育長) ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

濱谷委員) スクールロイヤー、年3回の雇用、もう始まっているんですよ。その辺の状況、どういうふうにしてスクールロイヤーさんを今活用されているのか。その辺のところはあるんでしょうか。

学校教育課主幹) まず、今年度初めて雇用させていただくということで、どのようにお願いをするかというのは試行なんですけれども。まずは第1回目については、各学校に回りまして挨拶というか、課題を聞いていくということをしております。また、スクールロイヤーさんに力を借りる時というのは、何か問題が起きたときに話をしたり、即時的な対応をしなければならないんですけども、なかなかその計画的に雇用については日にちを決めて来ていただいてということなので、即時的な対応をするのが難しいということがあります。今後それは改善していくようにしていこうと考えています。

トーリー委員) やっぱり回数をもっと積極的に。回数が少ないですね。

教育長) 補足ありますか。

学校教育課主幹) 補足で、三の丸法律事務所と契約をしております。

トーリー委員) ここにもあるように、今後、課題として回数を積極的に増やしていくべきではないかなと、意見としてですけど、思っておりますけれど。

やはり、たまには、解決できないんじゃないかなと思うので。

教育長) というご意見を頂いておりますけど。

濱谷委員) これは、欲張りなお願いなんですけど、年3回、何かがあったときに対応していくことのようにです。とすると、やっぱりロイヤーさんも、年3回ですから、これは交渉次第なんだろうけれども、事件が起きないようにするためにはというように、何かテーマを作って、スクールロイヤーさんがプリントなもので、レター通信のようなものを各学校に配っていただくと、この周知徹底のほうにも役に立ってくるのかなというふうに思います。

一つご検討をお願いいたします。

教育長) スクールロイヤー、起こった後の処置のためのスクールロイヤーか、未然防止のための方式ではこうですよということが、あくまで違うんではないかなというアドバイスだと思いますけれども、念のため事務局のほうで参考にしていきたいと思います。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員) なし。

教育長) ありがとうございます。

【報告事項第5号 大磯町子ども・子育て会議委員の委嘱について】

教育長) 次に、報告事項第5号、『大磯町子ども・子育て会議委員の委嘱について』、事務局より報告をお願いします。

子育て支援課長) それでは、報告事項第5号『大磯町子ども・子育て会議委員の委嘱について』、ご説明いたします。

今回、委嘱させていただく委員については、「大磯町附属機関の設置に関する条例」に基づき設置された、町長の諮問機関の一つである「大磯町子ども・子育て会議」の委員の委嘱になります。

本会議においては、令和2年度及び3年度の2ヶ年をかけて、令和2年度より始まっております第2期の大磯町子ども笑顔かがやきプランの進行管理等を行ってもらう事になります。前任の委員におかれましては、平成30年8月21日から令和2年8月20日の委嘱期間となっていることから、ここで新たに委員を選考し委嘱することになります。委員の構成については、大磯町子ども・子育て会議規則第3条に基づき選考し、委員数につきましては、大磯町附属機関の設置に関する条例の中で14名以内と定めておりますので、前回同様に14名の方に令和2年8月21日から令和4年8月20日まで委嘱したいと考えております。

それでは、資料の裏面をご覧ください。

まず、番号の1番から4番までの委員につきましては、規則の第3条第1号に該当する委員で「教育・保育の関係者」となっております。町立幼稚園の代表として、大磯幼稚園、原田園長。私立幼稚園の代表として、こいそ幼稚園 小磯園長。私立の認定こども園の代表として、サンキッズ国府の柳枝園長。また、義務教育の面から教育関係者として、大磯小学校の青木校長に依頼いたしました。

次に、番号の5番及び6番の委員につきましては、規則第3条第2号の「幼稚園・保育園の関係者」に該当する委員として、町立及び私立の保育園の保護者会の代表の方とさせていただきます。国府保育園が川田さん。サンキッズ大磯が小川さんとなっております。

次に、番号の7番から9番の委員につきましては、規則第3条第3号の「保健福祉の関係者」といたしまして、一人目は平塚保健福祉事務所の保健福祉課の富岡課長です。次に二人目は、民生委員・児童委員協議会の代表として佐野主任児童委員さんにお願

いたしました。三人目は、社会福祉法人素心会、地域支援センターの鈴木所長といたしました。

次に、番号の10番及び11番の委員につきましては、規則第3条第4号の「公募町民」の方になります。こちらにつきましては、令和2年の5月7日から6月12日までの間、町広報及びホームページで募集し、2名の方にご応募いただきました。番号10番の桑原比呂美さんは、大磯地区にお住まいの40歳代の方で、2児の母親です。番号11番の伊藤亜美さんは、国府地区にお住まいの30歳代の方で、3児の母親です。

次に、番号の12番から14番の3名の委員につきましては、規則第3条第5号の「町長が認めるもの」として選考しております。番号の12番の委員は、学識経験者として福島県立医科大学の看護学部家族看護学部門、小児看護学の教授であります和田教授にお願いいたしました。平成25年の子ども・子育て会議の発足時より会長を務めて頂いております。次に、番号の13番の方は、学童保育を運営している事業者を代表いたしまして国府学童保育の安部川さんに、学童保育（放課後児童クラブ）の関係者ということで委員をお願いしました。最後に、番号の14番の方は、子ども・子育て支援新制度になる以前の「次世代育成支援地域行動計画」の関係者ということで、計画を策定した時の協議会の会長でした、私塾まきばの山田園長にも参加して頂いております。

また本会議は、今年の9月頃に第1回目の開催を予定しておりますので、その時に各委員に委嘱したいと考えております。また、その会議の中で、委員長、副委員長の選出を行ってまいります。

報告事項第5号の『大磯町子ども・子育て会議委員の委嘱について』の説明は、以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>なし

【報告事項第6号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について】

教育長) 次に、報告事項第6号『教育委員会関連事業の実施及び結果報告について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課主幹) 報告事項第6号『教育委員会関連事業の実施及び結果報告について』、報告いたします。

令和2年度教育課題研修会の開催結果についてです。日時は、令和2年8月4日(火)14:30~17:00まで、大磯町立大磯中学校となっておりますが、申し訳ございません、国府中学校でございます。国府中学校視聴覚室で行いました。参加者は、約30名の町立幼・小・中学校教職員。

内容としては、今年も「新学習指導要領における学習評価について」講師に横浜国立大学名誉教授の高木展郎氏をお招きいたしました。

参加者の感想としては、「子どもたちが社会で生きる10年後、20年後を見据えた教育が必要とされていることを感じた。」、「『主体的に学習に取り組む態度』の評価について、より深く知ることができた。」、「評価の仕方はもちろん、学校規模で評価をつけるまでの体制を作り、生徒一人ひとりにより確かな力を身に付けてもらえるようにしたいと思う。」などの声が上がっていました。

今回の研修には、教育委員さんがたにもご参加いただきました。どうもありがとうございました。

報告は以上でございます。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>なし

【報告事項第7号 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について】

教育長) 次に、報告事項第7号『大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について』、事務局より報告をお願いします。

政策課長) それでは、『大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正』につきまして、お手元の資料に基づき、説明させていただきます。

大磯町では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」が、平成28年1月に施行され、翌年の平成29年から個人番号による情報連携が開始されることを踏まえまして、平成27年12月に「大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を制定しました。

番号法においては、個人番号の利用や特定個人情報の提供に関しては、番号法に定められた事務以外の事務に利用、または、提供することができないとされていますが、番号法の規定により、「各自治体において条例を制定し、独自に個人番号を利用する事務、また、特定個人情報を提供する事務を定めることで、個人番号の利用や特定個人情報の提供を行うことができる」とされています。

そのため、大磯町においては、番号法に定められた事務以外で、個人番号や特定個人情報を利用することができるよう、6つの事務を条例に規定し、事務処理を行っているところです。

恐れ入りますが、資料は2ページをご覧ください。資料2ページから5ページにかけては、町の番号条例の条文を掲載しています。

現在、大磯町においては、資料の3ページの下段から4ページの上段にかけて記載しています「別表第1」に掲げている6つの事務に関しまして、条例の中で個人番号を町が独自に利用できる、いわゆる「独自利用事務」に規定しています。

具体的に申し上げますと、資料は3ページの下段となりますが、1つ目として大磯町障害者の医療費の助成に関する条例による「障害者の医療費の助成に関する事務」、4ページにまいりまして、2つ目として大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱による「ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務」、3つ目として大磯町小児の医療費の助成に関する条例による「小児の医療費の助成に関する事務」、4つ目として大磯町私立幼稚園就園補助金交付要綱による「私立幼稚園就園補助金の交付に関する事務」、5つ目として大磯町児童生徒就学援助費交付要綱による「児童生徒の就学援助費の交付に関する事務」、そして、6つ目として、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による「重度障害者等手当の支給に関する事務」、これら6つの事務に関して、条例の中で個人番号を町が独自に利用できる「独自利用事務」に規定しているところです。

また、資料4ページの中段の「別表第2」においては、それぞれの事務において利用できる特定個人情報の範囲を、資料5ページの「別表第3」においては、教育委員会が「児童生徒の就学援助費の交付に関する事務」を行うにあたって、町が教育委員会へ特定個人情報を提供できること、いわゆる「庁内連携」について定めています。

恐れ入りますが、資料は1ページにお戻りください。

それでは、今回の条例改正の概要です。「改正の概要」の中段になりますが、昨年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化」により、私立幼稚園に係る保育料が実質無償となりました。それに伴いまして、私立幼稚園就園補助制度の必要性がなくなったことから、「大磯町私立幼稚園就園補助金交付要綱」を廃止しています。その

ため、町の番号条例に独自利用事務として定めます「私立幼稚園の就園補助金の交付に関する事務」を独自利用事務から削除するために、条例改正を行うものです。

改正の内容につきましては、資料に記載のとおり条例の中の「別表第1」と「別表第2」に掲げる「私立幼稚園の就園補助金の交付に関する事務」を削除いたします。

実際の条例の条文で見ますと、資料は4ページをご覧いただきたいと思います。

今回の条例改正においては、「別表第1」と「別表第2」の「黒い太枠で囲い、下線を引いた部分」を削除するのみの改正となります。

只今、説明させていただきました内容で、9月議会定例会に条例改正を提案させていただきます予定です。

簡単ではありますが、説明は以上です。よろしく申し上げます。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があれば
お願ひします。

<質疑応答>なし

教育長) 次に、「その他」について、何かございますでしょうか。

それでは、事務局からお願いいたします。

■事務連絡

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、9月24日、木曜日、午前9時30分から、本庁舎4階第1会議室で開催予定です。なお、9月は午後からの訪問はございません。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和2年度大磯町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和2年9月24日

教 育 長 野 島 健 二

教育長職務代理者 曾 田 成 則

委 員 ト ー リ ー 二 葉

委 員 濱 谷 海 八

委 員 長 嶋 徹